

**市立大町総合病院病室アメニティ等設置・運営管理業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

第1 趣旨

この業務は、市立大町総合病院（以下「当院」という。）内に床頭台及びテレビ等を設置することで、入院患者等の療養環境の改善とサービス向上を図ることを目的として実施する。そのため、当院において、有料のテレビ及び冷蔵庫等の付いた床頭台等を設置、運営及び管理する事業者（以下「事業者」という。）について、次のとおり公募型プロポーザル方式により選定する。

第2 業務の概要

(1) 業務名

市立大町総合病院病室アメニティ等設置・運営管理業務

(2) 業務内容

当院の入院患者等の療養環境の改善とサービス向上を図るため、有料のテレビ及び保冷蔵庫等の付いた床頭台等を設置、運営及び管理する業務全般とする。

詳細は、別紙「市立大町総合病院病室アメニティ等設置・運営管理業務仕様書」のとおり。

(3) 業務実施場所

市立大町総合病院（長野県大町市大町 3130 番地）

【参考】病床数 199 床（療養病棟・感染症病床を除く病床数 147 床）

(4) 契約期間

契約書で定める設置の日（令和 7 年 6 月以降を想定）から 5 年間

第3 応募に必要な資格及び要件

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 大町市又は長野県から指名停止等を受けていない者であること。

- (7) 法人等又はその役員（法人でない団体に代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）。
 - ②役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ③暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - ④暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - ⑤暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
- (8) 当院と同規模以上の病院において、当該業務と類似する業務を3年以上継続して行っている実績を有すること。
- (9) 長野県内に事業所若しくは営業所等を有すること。

第4 実施の公表

次のとおり「市立大町総合病院病室アメニティ等設置・運営管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）及び別紙「市立大町総合病院病室アメニティ等設置・運営管理業務基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）を公表する。実施要領等の交付公告期間中に公告場所より複写、又はダウンロードすること。郵送や窓口等での交付は行わない。

- (1) 公告日
令和7年1月20日（月）
- (2) 公告場所
市立大町総合病院ホームページ
URL：<https://www.omachi-hospital.jp/>

第5 参加表明書及び企画提案書等の提出

企画提案に参加を希望する事業者は、次のとおり申込み、企画提案書を提出すること。企画提案書の作成にあたっては、仕様書の「4 業務内容の詳細」の各項目に沿って、過不足なく記載すること。なお、様式はA4版・横書き・左綴じ又は上綴じとし、イラストや写真、フロー図等を用いながら分かりやすく記載すること。

- (1) 受付期間
 - ①募集要項等に関する質問の受付期間
令和7年1月20日（月）～令和7年1月27日（月）

②参加表明書の受付期限
令和7年1月31日(金)

③企画提案書の受付期限
令和7年2月7日(金)

(2) 提出書類

- ①参加表明書(様式第1号) 1部
- ②会社(企業)の概要(任意様式) 5部
- ③直近3年分の財務諸表(任意様式) 5部
- ④業務実績一覧表(任意様式) 5部

業務名、発注者、履行期間、病床数、利用率、業務の概要等を明記すること。また規模の大きいものから3件までについては、記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を添付すること。

- ⑤企画提案書(様式第2号) 5部

提案書には仕様書を熟読の上、下記内容を盛り込むこと。

ア 業務導入スケジュール

- ・導入に向けた準備項目及び項目別の必要日数等

イ 業務運用体制

- ・業務全体の運用フロー及び人員配置(担当者及び院内配置等)
- ・提供物品の管理方法、故障時の対応等

ウ 入院患者等への提供内容

- ・提供する床頭台、テレビ等アメニティの内容
- ・患者負担額(利用料金)
- ・利用料金の徴収方法

エ 個人情報保護に関する体制

オ 感染対策に関する体制

カ 当院への貢献度

- ・事務手数料

※日額単価に何%含まれているかで記載すること。

キ 災害等への対応

(3) 提出場所

市立大町総合病院 事務部総務課庶務係(2階事務室)

〒398-0002 長野県大町市大町 3130 番地

TEL : 0261-22-0415 (内線 2223) FAX : 0261-22-7948

E-mail : hospital@hsp.city.omachi.nagano.jp

(4) 提出方法

企画提案書を除く提出書類は、持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)により、令和7年1月31日(金)(必着)にて提出すること。

企画提案書は、持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により、令和7年2月7日（金）（必着）にて提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日及び日曜日を除く。）

第6 提出書類等の作成に関する質疑・回答

提出書類等の作成に関する質疑の受付及び回答は次のとおりとする。

（1）質疑の受付期限

令和7年1月27日（月）午後5時15分まで

（2）質疑の提出方法

会社名、質疑内容等を記載した文書（任意様式）を電子メール又はFAXで市立大町総合病院総務課庶務係宛へ送信すること。

（3）質疑の回答

令和7年1月28日（火）までに、他の事業者の質疑も含め、回答書をホームページで公表する。

第7 審査方法

（1）事業者の選定は、当院の病室アメニティ等設置・運管理業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定する。

（2）評価基準の項目及び配点に基づいて評価し、評価点の高い順に交渉権者として選定する。

（3）参加表明が1者のみでも、企画提案書説明（委員によるヒアリングを含む。）は行うものとする。但し1者の評価点が一定の基準を下回った場合は、優先交渉権者としては選定しない。

（4）提案審査（プレゼンテーション）の実施

①日時 令和7年2月14日（金）午後（予定）（詳細日程は後日通知）

②場所 市立大町総合病院 南棟講堂

③方法

・プレゼンテーション参加者は各者3名以内とする。

・プレゼンテーションは1者につき15分以内、質疑応答15分以内の合計30分を標準とする。

・会場、プロジェクター（HDMI接続）、スクリーン及びホワイトボードは当院で準備するものとし、パソコンその他必要機材は事業者が準備すること。

（5）審査結果の通知

審査結果については、審査日から7日以内に文書により応募事業者全員に通知する。

第8 最優秀提案者の選定

選定委員会による審査の結果、応募者の中で最高評価点を得た事業者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。ただし、最も高得点を獲得した者が複数ある場合は、患者等利用者及び当院が有利な提案を上位者として選定する。

なお、契約候補者が契約締結までに第3「応募に必要な資格及び要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合、その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次の順位の者から順に繰り上がるものとする。

第9 契約手続

契約の締結は、選定された契約候補者と当院との間で協議の上、地方公営企業法第21条の13第2項の定める随意契約により、本事業の実施に係る契約を締結する。

第10 その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 当院は、提出書類について業務事業者選定審査以外の目的で使用しない。
- (5) 提出書類及び審査結果は、大町市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる。
- (6) 応募者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (7) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 当該公募型プロポーザルの実施において知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。
- (9) 参加表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合は、無効となることがある。
 - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - ②別紙仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合。
 - ③提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ④虚偽の内容が記載されている場合。
 - ⑤選定委員会委員又は関係者に対して、直接又は間接的に不適切な接触を求めた場合。
 - ⑥同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。